

(別紙2)

不当な差別的取扱い、合理的配慮等の具体例

1 不当な差別的取扱いに当たり得る具体例

障害のみを理由として、以下の取扱いを行うこと。

- 窓口対応を拒否し、又は対応の順序を後回しにすること。
- 資料の送付、パンフレットの提供、説明会や懇談会等への出席等を拒むこと。
- 入学、授業、校外教育活動、式典参加等を拒むことや、これらを拒まない代わりとして正当な理由のない条件を付すこと。
- 試験等において合理的配慮の提供を受けたことを理由に、当該試験等の結果を学習評価の対象から除外したり、評価において差を付けたりすること。

2 不当な差別的取扱いに当たらない具体例

- 合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ、児童生徒等に障害の状況等を確認すること。
- 障害のある児童生徒等のため、通級による指導を実施する場合において、また特別支援学級において、特別の教育課程を編成すること。

3 合理的配慮に当たり得る配慮の具体例

(1) 物理的環境への配慮や人的支援の配慮の具体例

- ① 主として物理的環境への配慮に関するもの
  - 配架棚の高い所に置かれた図書や教材教具等を取って渡したり、図書や教材教具等の位置を分かりやすく伝えたりすること。
  - 疲労を感じやすい児童生徒等から別室での休憩の申出があった際、別室の確保が困難である場合に、当該児童生徒等に事情を説明し、教室等の近くに長椅子を移動させて臨時的休憩スペースを設けること。
  - 災害時の警報音、緊急連絡等が聞こえにくい児童生徒等に対し、災害時に教職員が直接災害を知らせたり、緊急情報・校内放送を視覚的に受容することができる警報設備・電光表示機器等を用意したりすること。
  - 校内等において、車椅子利用者のためにキャスター上げ等の補助をしたり、段差に携帯スロープを渡したりすること。
  - 聴覚過敏の児童生徒等のために教室の机・椅子の脚に緩衝材を付け

て雑音を軽減する、視覚情報の処理が苦手な児童生徒等のために黒板周りの掲示物等の情報量を減らすなど、個別の事案ごとに特性に応じて教室環境を変更すること。

② 主として人的支援の配慮に関するもの

- 目的の場所までの案内の際に、児童生徒等の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、介助する位置（左右・前後・距離等）について、児童生徒等の希望を聞いたりすること。
- 保護者、支援員等の教室への入室、授業や試験等でのパソコン入力支援、移動支援、待合室での待機等を許可すること。

(2) 意思疎通の配慮の具体例

- 知的障害のある児童生徒等に対し、抽象的な言葉ではなく、具体的な言葉を使うこと。例えば、買い物や交通機関の利用など生活上必要な言葉等の意味を具体的に説明して、当該児童生徒等が理解しているかを確認すること。
- 比喩表現等の理解が困難な児童生徒等に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを用いずに説明すること。
- 例えば筆談、要約筆記、読み上げ、手話、点字など多様なコミュニケーション手段や分かりやすい表現を使って説明をするなどの意思疎通の配慮を行うこと。
- 情報保障の観点から、見えにくさに応じた情報の提供（聞くことで内容が理解できる説明・資料や、拡大コピー、拡大文字又は点字を用いた資料、遠くのものや動きの速いものなど触ることができないものを確認できる模型や写真等の提供）、聞こえにくさに応じた視覚的な情報の提供、見えにくさと聞こえにくさの両方がある場合に応じた情報の提供（手のひらに文字を書いて伝える等）、知的障害に配慮した情報の提供（伝える内容の要点を筆記する、漢字にルビを振る、単語や文節の区切りに空白を挟んで記述する「分かち書き」にする、なじみのない外来語は避ける等）等を行うこと。また、その際、各媒体間でページ番号等が異なり得ることに留意して使用すること。
- 知的障害、発達障害、言語障害等により言葉だけを聞いて理解することや意思疎通が困難な児童生徒等に対し、例えば絵や写真カード、コミュニケーションボード、タブレット端末等のICT機器の活用、視覚的に伝えるための情報の文字化、質問内容を「はい」又は「いいえ」で端的に答えられるようにすることなどにより意思を確認したり本人の自己選択・自己決定を支援したりすること。

(3) ルール・慣行の柔軟な変更の具体例

- 事務手続等の際に、教職員が必要書類の代筆を行うこと。
- 児童生徒等が立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の理解を得た上で、当該児童生徒等の順番が来るまで別室や席を用意すること。
- 板書やスクリーン等がよく見えるように、黒板等に近い席を確保すること。
- 知的発達の遅れにより学習内容の習得が困難な児童生徒等に対し、理解の程度に応じて、視覚的に分かりやすい教材を用意すること。
- 肢体不自由のある児童生徒等に対し、体育の授業の際に、上・下肢の機能に応じてボール運動におけるボールの大きさや投げる距離を変えたり、走運動における走る距離を短くしたり、スポーツ用車椅子の使用を許可したりすること。
- 日常的に医療的ケアを要する児童生徒等に対し、本人が対応可能な場合もあることなどを含め、配慮を要する程度には個人差があることに留意して、医療機関や本人が日常的に支援を受けている介助者等と連携を図り、個々の状態や必要な支援を丁寧に確認し、過剰に活動の制限等をしないようにすること。
- 慢性的な病気等のために他の児童生徒等と同じように運動ができない児童生徒等に対し、運動量を軽減したり、代替できる運動を用意したりするなど、病気等の特性を理解し、過度に予防又は排除をすることなく、参加するための工夫をすること。
- 発達障害等のため、人前での発表が困難な児童生徒等に対し、代替措置としてレポートを課したり、発表を録画したもので学習評価を行ったりすること。
- 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張のため、不随意の発声等がある場合、緊張を緩和するため、当該児童生徒等に説明の上学校の状況に応じて別室を用意するなど、環境を整えること。
- 試験等において、公平性を担保する範囲内で、本人・保護者の希望障害の状況等を踏まえ、例えば別室での受験、試験時間の延長、点字や拡大文字、音声読み上げ機能の使用等を許可すること。
- 点字や拡大文字、音声読み上げ機能等を使用して学習する児童生徒等のために、授業で使用する教科書や資料、問題文を点訳又は拡大したものやテキストデータ等を事前に渡すこと。
- 聞こえにくさのある児童生徒等に対し、外国語のヒアリングの際に例えば音質・音量を調整したり、文字による代替問題を用意したりす

ること。

- 治療等のため学習できない期間が生じる児童生徒等に対し、例えば補講を行うなど、学習機会を確保する方法を工夫すること。
- 読み・書き等に困難のある児童生徒等のために、例えば授業や試験等でのタブレット端末等のICT機器使用を許可したり、筆記に代えて口頭試問による学習評価を行ったりすること。
- 適切な対人関係の形成に困難がある児童生徒等のために、能動的な学習活動などにおいてグループを編成する時には、事前に伝えたり、場合によっては本人の意向を確認したりすること。また、こだわりのある児童生徒等のために、話し合いや発表などの場面において、意思を伝えることに時間を要する可能性があることを考慮して、例えば時間を十分に確保したり個別に対応したりすること。